

一般財団法人 臨床試験支援財団  
研修委員会規程

(目的)

第1条 一般財団法人臨床試験支援財団（以下、「当財団」という）が実施する教育及び人材の育成活動を支援するために、研修委員会（以下、「本委員会」という）を設ける。

(委員会の構成)

第2条 本委員会の委員は、当財団の理事及び評議員の若干名で構成するとともに、外部のアドバイザーを置くことができる。委員ならびにアドバイザーは、理事長が委嘱する。委員長は委員の互選により、理事が担当する。

(委員の任期)

第3条 本委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第4条 本委員会が必要に応じて開催する。本委員会は委員長が招集する。

(委員会の役割)

第5条 本委員会は、CRCをはじめ、臨床試験を実施及び支援するスタッフを対象とした研修会の企画・運営や、課題となるテーマに関して、現状調査、問題点の把握、意見収集等を行い、活動方針を検討する。

2. 必要に応じて、「CRCと臨床試験のあり方を考える会議」（以下、「CRCあり方会議」という）で報告または議論するセッションを提案することができる。

(タスクフォースチームの設置)

第6条 本委員会は、理事会で承認されたタスクフォースチームを設置することができる。

2. タスクフォースチームは、本委員会が企画・運営する研修を支援する。3. タスクフォースチームには、タスクフォースリーダー1名を置くものとし、本委員会の委員がその任にあたる。タスクフォースリーダーは、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

4. タスクフォースチームの人選にあたっては、本委員会で推薦し、理事会の承認を得る。

5. タスクフォースチームの会議は、必要に応じて開催する。当該タスクフォースチームのリーダーが招集する。
6. タスクフォースチームのメンバーの任期は2年とし、理事長が委嘱する。
7. タスクフォースチームの会議等の交通費は、当財団の決めた「旅費・宿泊費・謝金等に関する規程」に準ずる。

(規程の変更)

第7条 本規程の改定は、評議員会の議を経て、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

本規程は2019年12月23日よりこれを施行する。

原案作成日: 2016年7月27日

修正案: 2018年7月30日

修正: 2018年8月1日

修正案: 2019年12月16日

修正: 2019年12月23日